3　法第三条第一項第四号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　法第三条第一項第一号に規定する特定公社債以外の公社債の利子の同項第四号に規定する支払の確定した日において、財務省令で定める方法により判定した場合に当該公社債の利子の支払を受けた法人が法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当することとなるときにおける当該判定の基礎となる株主として財務省令で定める者（以下この項において「特定個人」という。）

二　特定個人の親族

三　特定個人と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

四　特定個人の使用人

五　前三号に掲げる者以外の者で、特定個人から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの

六　前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

第二条中「（昭和二十三年法律第二十五号）」及び「（昭和二十六年法律第百九十八号）」を削る。

第二条の二第二項中「同項」を「同条第二項」に改め、同条第三項中「同法」を「所得税法」に改め、同条第五項中「法第三条の三第六項に規定する公共法人等又は」を「所得税法別表第一に掲げる内国法人又は法第三条の三第六項に規定する」に、「第七項まで」を「この項及び次項」に改め、同条第七項を削り、同条第八項中「前三項」を「前二項」に改め、「、法第三条の三第六項中「うち、当該公共法人等又は金融機関若しくは金融商品取引業者等が」とあるのは「うち」と、「を引き続き所有していた」とあるのは「が当該公益信託又は加入者保護信託の信託財産に引き続き属していた」と」を削り、「法第三条の三第六項に規定する公共法人等又は」を「所得税法別表第一に掲げる内国法人又は法第三条の三第六項に規定する」に、「、第六項中」を「、前項中」に改め、「、前項中「公共法人等又は金融機関等が、その所有する」とあるのは「公益信託又は加入者保護信託の受託者が、当該公益信託又は加入者保護信託の信託財産に属する」と」を削り、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第三条の三第一項」を「第三条の三第二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項から第十二項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十三項中「内国法人」を「居住者が法第三条の三第一項に規定する国外一般公社債等の利子等（以下この条において「国外一般公社債等の利子等」という。）以外の国外公社債等の利子等につき国内における支払の取扱者を通じてその交付を受ける場合及び内国法人」に、「第二百二十四条第一項から第三項まで」を「第二百二十四条」に、「当該」を「これらの」に改め、「第三条の二」の下に「又は第八条の四第四項から第七項まで」を加え、同項を同条第十二項とし、同条に次の二項を加える。

13　法第三条の三第七項の規定により法第八条の五の規定の適用を受ける国外一般公社債等の利子等以外の国外公社債等の利子等に係る第四条の三第三項の規定の適用については、支払の取扱者を同項に規定する支払をする者とみなす。

14　法第三条の三第七項の規定により法第八条の五第一項の規定の適用を受ける国外一般公社債等の利子等以外の国外公社債等の利子等につきその支払の際に徴収された法第三条の三第四項に規定する外国所得税の額がある場合における所得税法第九十五条の規定の適用については、当該外国所得税の額は、同条第一項に規定する外国所得税の額に該当しないものとみなす。

第三条第一項を削り、同条第二項中「外国年金信託（以下この条）」を「外国年金信託（以下この項、第十七項及び第二十項」に、「振替国債又は振替地方債」を「同条第一項に規定する振替国債（以下この条において「振替国債」という。）又は同項に規定する振替地方債（以下この条において「振替地方債」という。）」に、「法第五条の二第一項の」を「同項の」に、「同項第一号」を「同項」に改め、「及び同項第二号イに規定する振替国債所有期間明細書（第五項から第七項までにおいて「振替国債所有期間明細書」という。）又は同号ロに規定する振替地方債所有期間明細書（第五項、第六項及び第九項において「振替地方債所有期間明細書」という。）」を削り、「法第五条の二第一項第一号」を「同項」に、「同号に」を「同項に」に改め、「及び同項第二号イ又はロに規定する税務署長」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項中「利子が支払われるものに限る。以下この項及び第二十四項において「利付振替国債」という。）又は振替地方債」を「法第四十一条の十三第一項に規定する割引債（法第四十一条の十二の二第六項第一号ニに掲げるものを除く。以下この項において「割引債」という。）に該当するものを除く。以下この項において同じ。）又は振替地方債（割引債に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」に、「第五条の二第一項第一号」を「第五条の二第一項」に、「住所（以下この条」を「住所（以下この項及び第十五項」に、「同号に」を「同条第一項に」に、「、当該利付振替国債」を「、当該振替国債」に、「同号の」を「同項の」に改め、同項ただし書中「、法第五条の三第五項」を「、法第五条の二第十三項（同条第十五項」を「第五条の二第十一項（同条第十三項」に、「次項及び第二十四項」を「次項及び第十五項」に、「第四十一条の十二第十二項」を「第四十一条の十三の三第十二項において準用する法第五条の二第十一項（同条第十三項において準用する場合を含む。）」に改め、「第二十六条の十八第六項の規定によりされた確認を含む。」を削り、「「特定振替国債等」を「特定振替割引債」に、「第五条の二第十六項若しくは第十七項の規定による」を「第五条の二第十四項の規定により」に、「次条第十三項において準用する第三十五項の規定により作成した同項に規定する非課税適用申告書等の写しに記載された」を「法第四十一条の十三の三第十二項において準用する法第五条の二第十四項の規定により帳簿に記載若しくは記録がされた」に改め、同項第一号中「特定振替機関等（以下この条」を「特定振替機関等（次号、次項及び第十七項」に、「の同項に」を「の同条第一項に」に、「第六項まで、第二十項及び第四十三項を「この項、次項及び第二十項」に、「法第五条の二第七項第四号」を「同条第七項第四号」に、「以下第五項まで」を「次号及び次項」に、「第五条の三第五項において準用する法第五条の二第十七項の規定による通知を受けた特定振替機関等」を「第五条の三第一項に規定する非課税適用申告書を受理した法第五条の二第七項第二号に規定する特定口座管理機関」に、「利付振替国債」を「振替国債」に、「法第五条の三第五項において準用する法第五条の二第十八項の規定による通知を受けた同項に規定する適格口座管理機関」を「同項第三号に規定する特定間接口座管理機関」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　特定振替割引債に係る確認に係る振替記載等に係る口座　当該特定振替割引債に係る確認を行つた特定振替機関等の営業所等の長又は当該特定振替割引債に係る確認を行つた適格外国仲介業者の特定国外営業所等の長から法第四十一条の十三の三第一項に規定する非課税適用申告書を受理した法第五条の二第七項第二号に規定する特定口座管理機関（当該適格外国仲介業者が当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受けるものに限る。）の営業所等の長若しくは同項第三号に規定する特定間接口座管理機関（当該適格外国仲介業者が当該振替国債又は振替地方債の振替記載等を受けるものに限る。）の営業所等の長

第三条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「又は同項の適格口座管理機関」を「、同項の特定口座管理機関の営業所等の長又は同項の特定間接口座管理機関」に、「特定振替国債等」を「特定振替割引債」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項から第十項までを削り、同条第十一項を同条第四項とし、同条第十二項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　法第五条の二第六項の規定により読み替えて適用される所得税法第二百二十五条第一項第八号に規定する政令で定める法人は、外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行及び我が国が加盟している国際機関とする。

第三条第十三項中「特定振替機関が」を「同項第一号に規定する特定振替機関（以下この項において「特定振替機関」という。）が」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を同条第八項とし、同条第十五項中「第十三項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十六項を同条第十項とし、同条第十七項中「、又は法第五条の三第四項第七号」を「、法第五条の三第四項第七号」に、「以下この条」を「第十四項」に、「）につき同条第四項第四号の承認を受け、又は法第四十一条の十三の三第七項第七号に規定する特定振替割引債（以下この条において「特定振替割引債」という。）のうち振替地方債若しくは同号に規定する振替社債等に該当するものにつき同項第四号」に、「第十三項」を「第七項」に、「特定振替機関が」を「同項第一号」に、「振替地方債に